

動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

近年、動物は、飼い主の生活に潤いと喜びを与えてくれる存在となっています。一方で、動物に対する虐待行為や、動物取扱業者や飼い主による不適正な取り扱いにより、動物が苦しむ問題や、鳴き声・臭いなどによって周辺に迷惑をかけるという問題が依然として数多く生じています。

このような状況を受け、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（改正動物愛護管理法）が9月1日に施行されました。

【終生飼養の徹底】

- 改正動物愛護管理法では、動物の飼い主は、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があることが法律上明確にされました。
- 都道府県は、終生飼養に反する理由による引き取り（動物取扱業者からの引き取り、繰り返しての引き取り、老齢や病気を理由とした引き取り等）を拒否できるようになりました。

【動物取扱業者による適正な取り扱いの推進】

これまでの「動物取扱業」は「第一種動物取扱業」という名称に変更され、販売に際してあらかじめ、購入者に対して現物確認・対面説明をすることが義務付けられました。

幼齢の犬猫の販売制限が設けられました。

【罰則が強化】

多くの動物を飼うことにより、騒音や悪臭など、周辺の生活環境を悪化させている場合や動物が衰弱する等の虐待のおそれが生じた場合、都道府県知事は、飼い主に対してその状況を改善するための勧告・命令を行うことができます。また、命令に従わない場合は罰則が科せられます。



日頃より適切な環境で飼うようにするとともに、飼養環境を改善する、譲渡等により飼う頭数を減らす取り組みを進めましょう。

問い合わせ 環境課環境推進グループ
☎52-1111（内線123）

健康通信

常陸大宮済生会病院

脳神経外科
岡崎 匡雄先生

「めまいの外來診療」

めまいを訴えて来院される患者さんに、めまいの原因は大きく分け全身の病気と耳の病気と脳の病気の3つがあると話しています。初めに下まぶたをめくりアッカンパーをします。次に食欲を聞き、舌の乾きを見ます。利尿剤、糖尿病薬の服用や便の色を確認し、女性では生理の様子も聞きます。血圧を計り、あお向けと立った状態での変動も見ます。ここまでで貧血、脱水症状、低血糖、自律神経の異常など全身の病気の診断ができます。

次に耳と脳のめまいの診察をします。内耳の一過性の障害といわれる良性発作性頭位変換性めまい（良性めまい）は、左右どちらでも頭を動かした時だけめまいがし、短期間か長くとも1～2週で治まるめまいです。その他の内耳性めまいでは突発性難聴とメニエール病が有名ですが、頻度は良性めまいの1/50位で耳鳴りと難聴を伴います。

脳からくるめまいは悪性めまいともいい、生命に危険が及んだり後遺症を残したりすることがあります。脳梗塞・脳腫瘍・神経難病などが原因です。脳のめまいはそのほとんどが頭の後ろの方（脳幹、小脳など椎骨脳底動脈領域）で起こり、随伴症状があるのが特徴です。手足の不自由がないか、二重に物が見えないか、唇の周りの痺れがないか、ろれつ不良はないかなどを確認します。その後、画像診断などを行い、診断を進めます。

最近では脳血管内手術(カテーテルで行う治療)などの最先端の技術で治療可能なめまいもあります。めまい感と一過性の右手の脱力と唇周囲の痺れがある男性が小脳梗塞と近くの動脈に強い狭窄がありました。入院し、風船で血管を広げる手術で狭窄部を広げて、ステント（金属の網）をおき、症状はすべてなくなりました。

初診時からMRIなど脳の検査だけで経過を見ていると、貧血などの全身の病気を見逃す可能性もあります。めまいの診断には注意深い問診と診察が重要です。受診の際は経過や病歴のメモや内服薬の控えなどを持参するとより円滑に診療が進むでしょう。

